



緊急小口資金等特例貸付の受付期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業や失業等により収入が減少し、生活資金を必要とする方を対象とする緊急小口資金等特例貸付の申請受付期間が令和3年8月末まで延長されます。

1 特例貸付の内容

	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)
貸付上限	・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内	単身世帯：月15万円以内 2人以上世帯：月20万円以内 貸付期間：原則3月以内 (延長及び再貸付が可能)
据置期間	1年以内 (令和4年3月末日以前に償還開始となる場合は令和4年3月末日まで延長)	
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	

※一定の要件に該当する場合は国の償還免除制度のほか、県独自の償還金補助制度があります。

2 受付期間

令和3年8月31日(火)まで(延長前 令和3年6月30日(水))

3 受付・相談窓口

お住まいの市町村の社会福祉協議会

4 お問い合わせ先

- ・社会福祉法人長野県社会福祉協議会(電話 026-226-2036、平日9時~17時)
ホームページ <http://nsyakyu.or.jp/>
- ・お住まいの市町村の社会福祉協議会(連絡先は下記を参照、平日9時~17時)
<http://www.nsyakyo.or.jp/upload/bfac7e202dc73ea21b4ab151190213de24be39b4.pdf>

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
相談事業部 あんしん創造グループ
(部長)本道久道 (担当)中島将
電話：026-226-2035
FAX：026-291-5180
E-mail minsei@nsyakyo.or.jp

健康福祉部 地域福祉課 自立支援・援護係
(課長)山崎敏彦 (担当)矢島峻介
電話：026-235-7094(直通)
026-232-0111(代表)内線2319、2320
FAX：026-235-7172
E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp